

1. 特別緑地保全地区の指定

1-1. 対象地区

指定番号	名称	所在地 (緑地の形態)	指定面積	土地所有	備考
10	かみやがり 上谷刈 特別緑地保全地区	泉区上谷刈字山添 (屋敷林および周囲 の樹林地)	約2.1ha	個人	うち屋敷林約1.1haを 令和元年12月に 保存樹林に指定。 (指定番号15)

1-2. 本市計画における位置づけ

(1) 仙台市みどりの基本計画 (令和3年6月)

①対象地区の位置づけ

- ・本地区は七北田・国見丘陵に位置している。
- ・みどりの骨格とみどりの市街地をつなぎ、生物多様性を保全するみどりのネットワークである「自然とまちをつなぐみどり」と位置付けられている。
(図1「百年の杜」将来像図を参照)

②特別緑地保全地区の位置づけ

- ・都市計画区域内で担保性のない樹林地については、生物の貴重な生息・生育空間となり、気象災害を低減化する等多くの機能を持ったグリーンインフラとして、その良好な自然環境を現状凍結的に保全するために指定を検討する。

(2) 都市計画マスタープラン (令和3年3月)

- ・基本方針の一つに「杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」を掲げている。
- ・魅力ある「杜の都」を後世においても継承するため、居心地の良い空間形成に向けて、緑地の保全や緑化推進、公園や親水空間の整備・活用など、自然環境を生かした美しく快適な都市空間の形成を図る。

1-3. 都市計画法に基づく分類

市街化区域：第一種低層住居専用地域、準住居地域
(図2 都市計画総括図を参照)

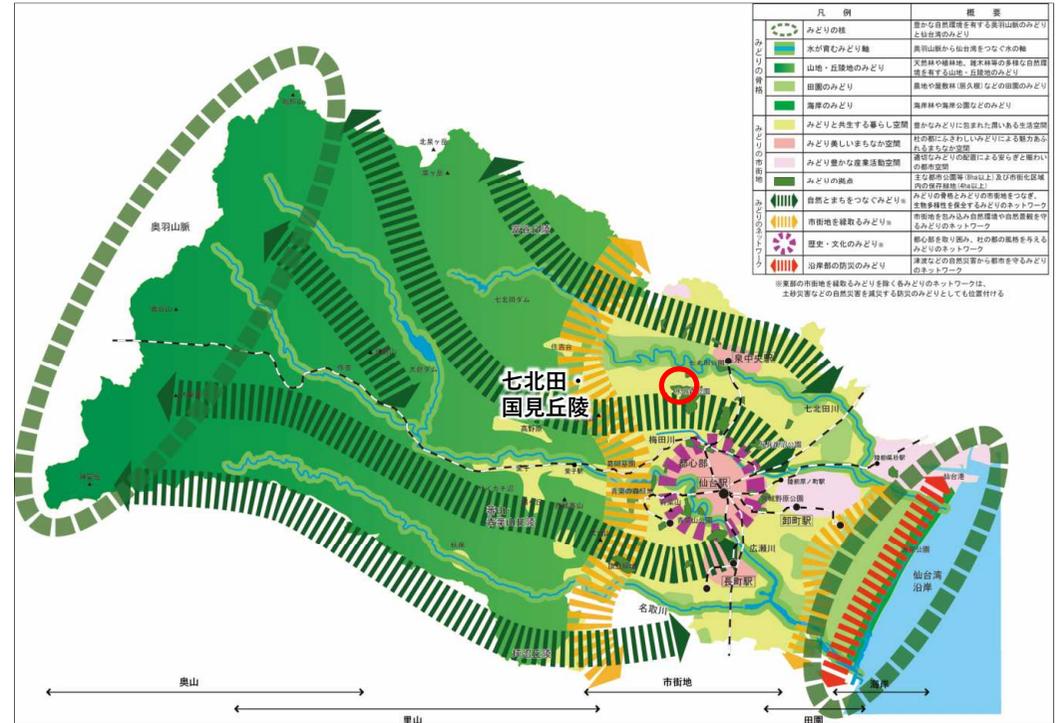


図1 「百年の杜」将来像図

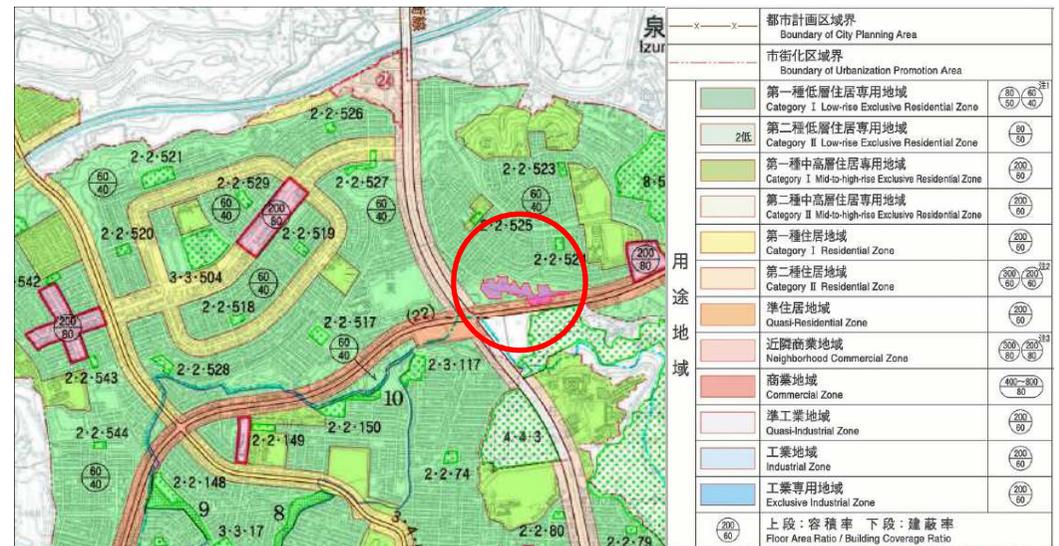


図2 都市計画総括図

1. 特別緑地保全地区の指定

1-4. 対象地区の詳細

(1) 緑地の概要

- 本地区は、仙台駅から北へ約6.4km、旧仙台市と旧泉市との境に位置している屋敷林および周囲の樹林地である。
- スギ、ヒノキ、モミ等の常緑針葉樹、コナラ等の落葉広葉樹を主とした樹林である。
- 令和元年12月に緑地の一部を泉区上谷刈の屋敷林として保存樹林に指定している。

(2) 指定理由

- 近隣の水の森公園や長命館公園など一体となって緑のネットワークを形成している。
- 屋敷林と周囲の樹林地が一体となって良好な景観を形成している。
- 都市緑地法第12条第1項第1号ならびに同第3号イに定める要件を充たしている。

【都市緑地法第12条第1項より抜粋】

- 1号 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。）として適切な位置、規模及び形態を有するもの。
- 3号 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
- イ 風致又は景観が優れていること。

(3) 指定の経緯

時期	内容	備考
平成30年1～6月	保存樹林の指定に向けた土地所有者との協議	
平成30年7月	保存樹林の指定について土地所有者の同意を得た	
令和元年12月	屋敷林として、保存樹林に指定	約1.1ha、指定番号15
令和2年1月～令和5年11月	特別緑地保全地区の指定に向けた土地所有者との協議	<ul style="list-style-type: none"> •保存樹林（屋敷林）と周囲の樹林地を含めた区域 •土地所有者が土地利用計画を検討
令和5年12月	特別緑地保全地区の指定について土地所有者の同意を得た	土地所有者が土地利用計画を固め、屋敷林を含めた樹林の大部分が残置されることとなった



図3 上谷刈地区周辺図（航空写真）



図4 上谷刈地区指定計画図

(4) 指定区域の設定

土地所有者と協議し、以下の通り指定区域を設定した。

- 土地所有者は指定予定区域と西側に続く樹林地一体を所有しているが、西側に続く樹林地については、土地利用計画を考慮して、除外した。
- 指定区域南側は、財産管理を考慮し、土地境界に合わせて設定した。



図5 区域図

2. 保存樹林区域の変更

2-1. 対象樹林

指定番号	15	所在地（形態）	泉区上谷刈字山添（屋敷林）	
指定年月日	令和元年12月26日	面積 （樹木保存区域）	10,997.38㎡	
主な樹種	スギ、ヒノキ、モミ、コナラ、シデ類、サクラ類 等			
仙台駅からの距離	約6.4km	区域区分	市街化区域	

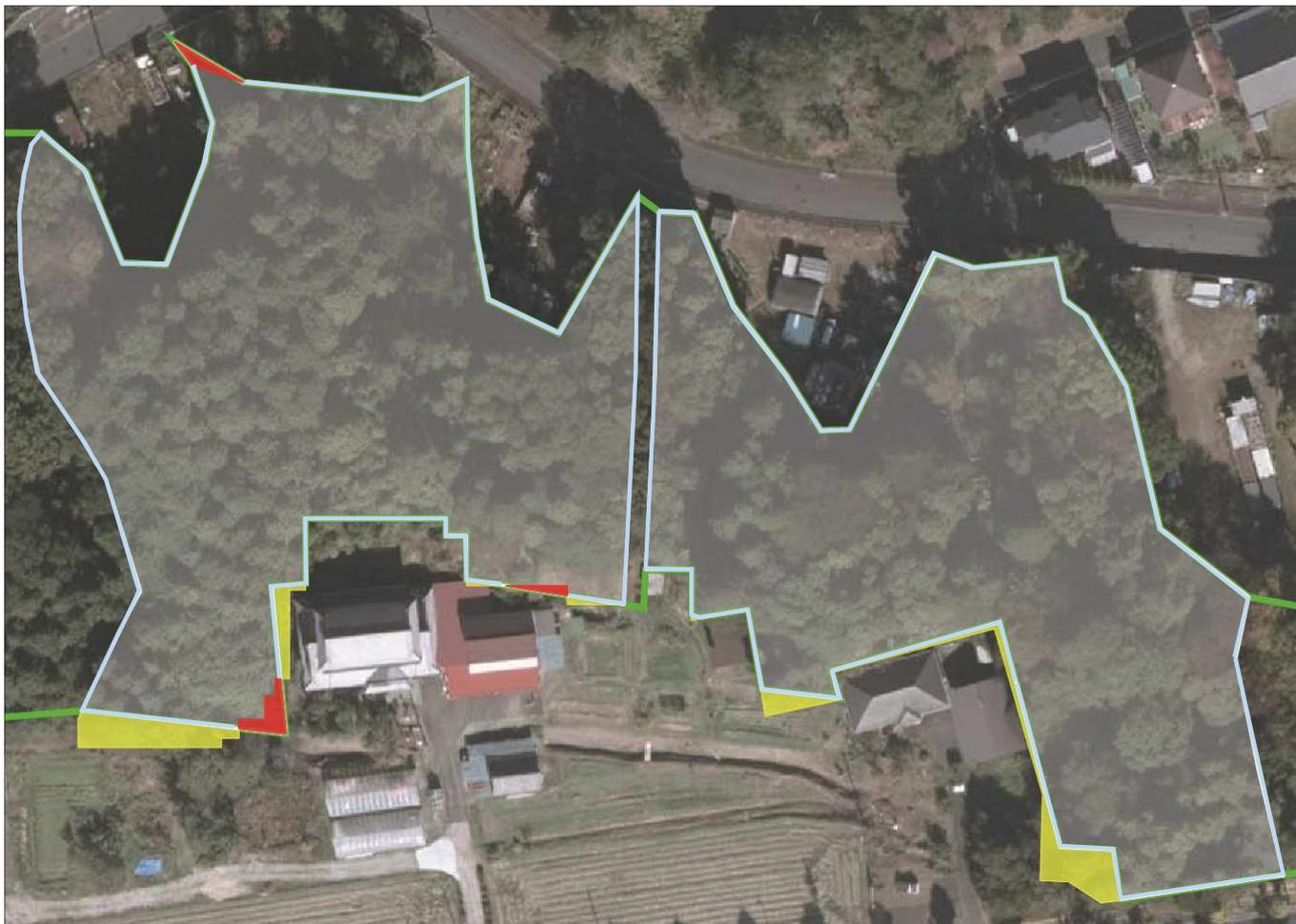
(1) 区域変更の理由

- ・ 現行の保存樹林区域の設定は、主に樹冠投影面に合わせる方法を取っているのに対して、特別緑地保全地区区域の設定は土地境界に合わせる方法を取るため、両者で一致しない区域が発生する。
財産管理が複雑になるのを避けるため、土地境界と保存樹林の区域を一致させるもの。

(2) 区域変更に伴う指定面積の増減

- ・ 保存樹林および樹木保存区域

変更前面積	10,997.38㎡
変更後面積	10,749.01㎡ (-248.37㎡)



【凡例】

	保存樹林指定区域	10,749.01㎡
	保存樹林指定解除予定区域	289.99㎡
	保存樹林指定追加予定区域	41.62㎡
	特別緑地保全地区指定予定区域	20,561.47㎡

図6 区域図（保存樹林区域）

大衡山台線を北に約1.6km

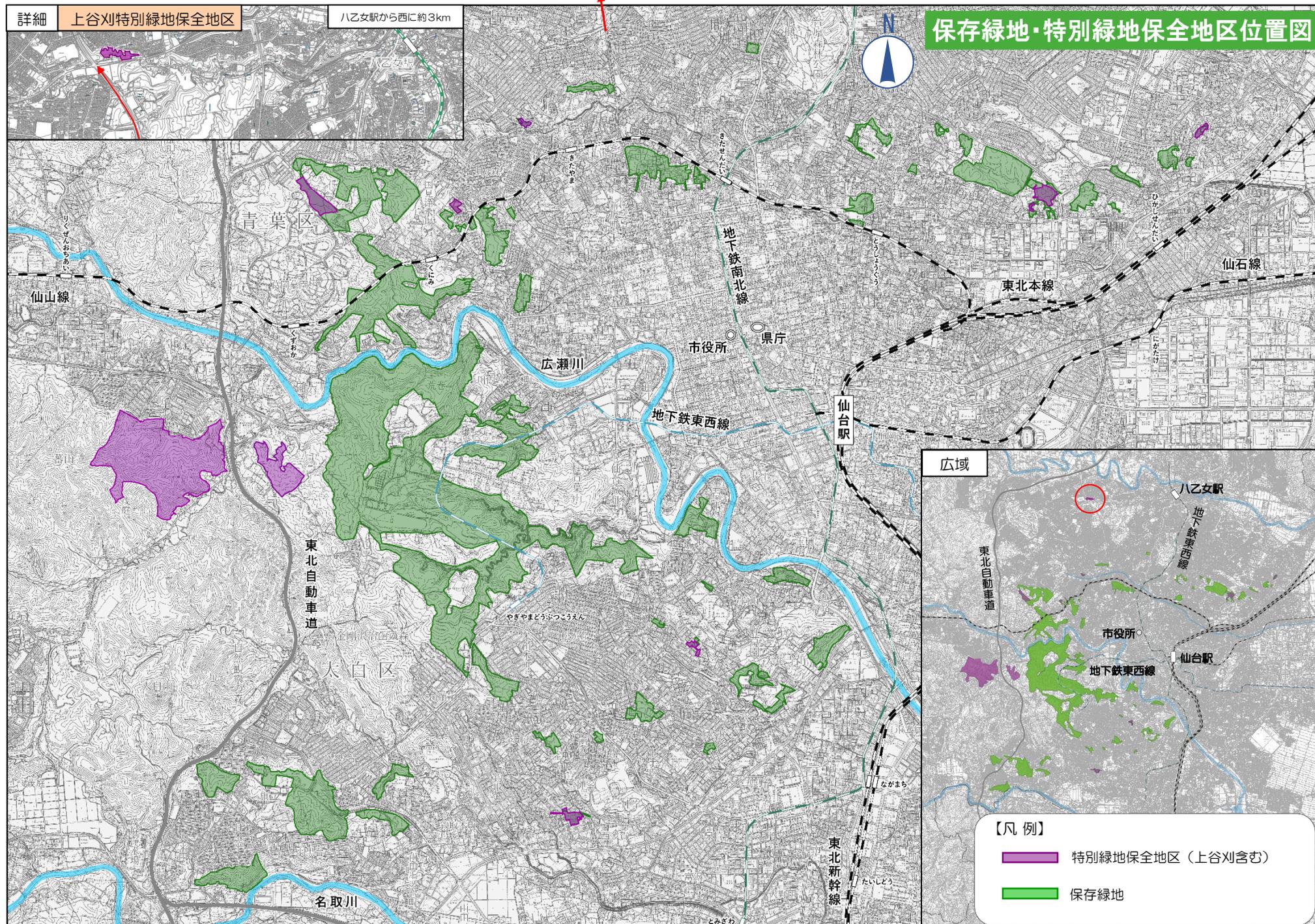


図7 保存緑地・特別緑地保全地区 位置図（全体図）

【現地写真】



写真1 上谷刈地区・遠景（南西側）



写真2 上谷刈地区・遠景（南東側）

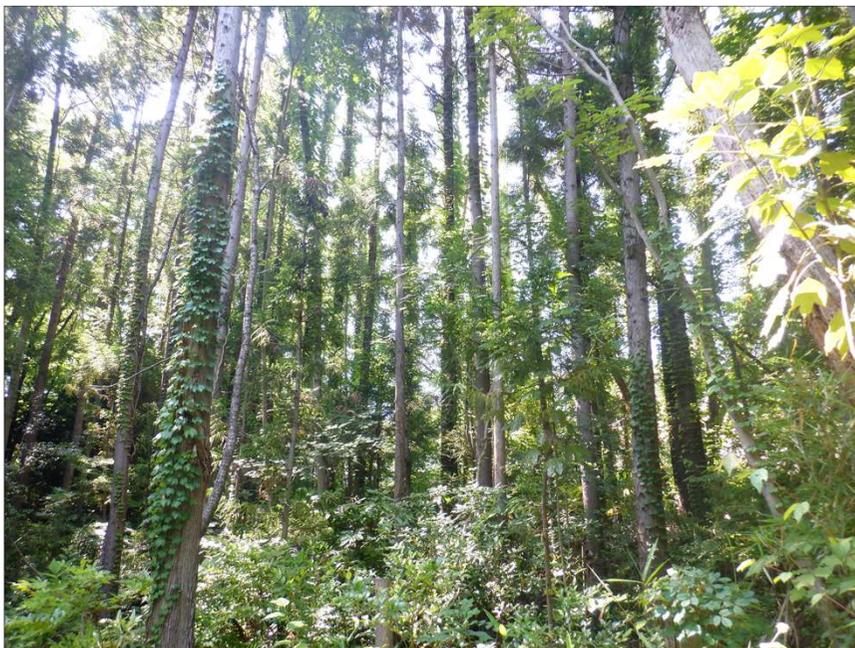


写真3 林内の状況

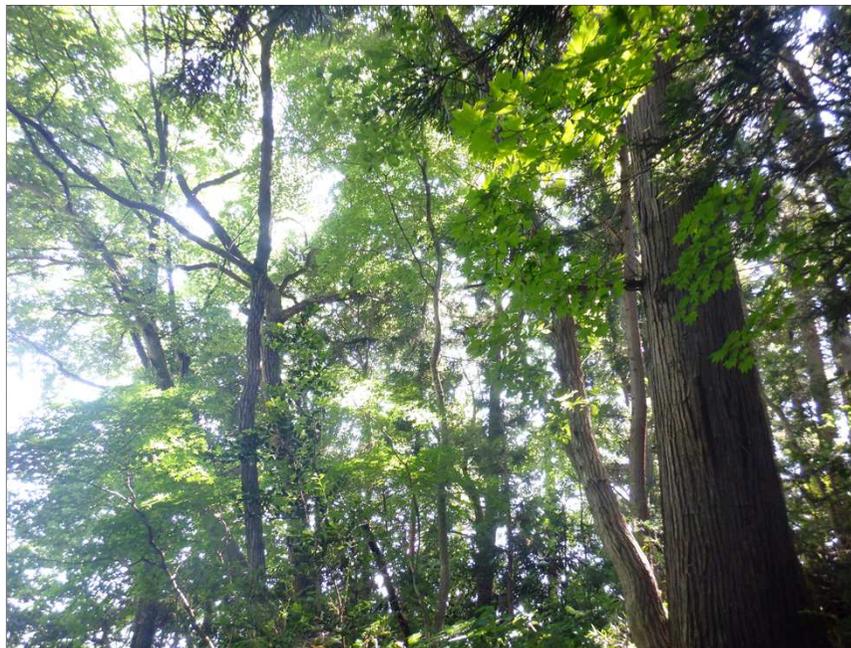


写真4 林内の状況